

物 品 等 賃 貸 借 契 約 書 (案)

富山県（以下「発注者」という。）と [REDACTED]（以下「受注者」という。）との間において、次の条項により、物品等賃貸借契約を締結する。

なお、本契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び富山県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年 9 月 30 日 条例第 108 号）の規定に基づく長期継続契約である。

（総則）

第 1 条 受注者は、発注者に対し、別表の 1 の物品等（以下「借入物品等」という。）を、別表の 3 の期間（以下「借入期間」という。）、別表の 4 の賃借料（以下「賃借料」という。）をもって貸し付け、発注者は、これを借り受ける。

2 借入物品等の数量、仕様等は、別紙仕様書によるものとし、明示していないもの又は疑義を生じたものについては、発注者の指示に従うものとする。

（納入期限）

第 2 条 受注者は、借入物品等を、別表の 6 の期限（以下「納入期限」という。）までに、別表の 5 の場所（以下「納入場所」という。）に納入しなければならない。

（納入期限の延長）

第 3 条 受注者は、天災地変その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に借入物品等を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をなすことができる。

2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。

3 発注者は、第 1 項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し、第 11 条の遅滞料を免除することができる。

（検査）

第 4 条 借入物品等は、すべて発注者の行う検査に合格したものに限るものとし、検査合格の決定と同時に引渡しを完了するものとする。

2 前項の検査は、受注者が借入物品等を納入した日から 10 日以内に行わなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。受注者は、もし立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

（不合格品の処置）

第 5 条 検査の結果、不合格と決定した借入物品等は、受注者は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合において、1 回に限り、発注者は、相当日数を指定して手直しの期間を認めることができる。受注者はこの手直しが終了したときは、更に届け出て発注者の検査を受けなければならない。

3 発注者は、第 1 項の不合格と決定した借入物品等であっても、その不良の程度が軽微で使用上支障がないと認めるときは、賃借料を相当額減額してこれを採用することができる。

4 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

（契約不適合責任）

第 6 条 発注者は、納入された借入物品等に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補又は代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を

課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は引渡しの日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（管理）

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって借入物品等を管理しなければならない。

（公租公課）

第8条 借入物品等に係る公租公課その他一切の経費は、受注者が負担するものとする。

（所有権の表示）

第9条 受注者は、借入物品等について、その所有権を示す標示等を行うことができる。

（賃借料の支払）

第10条 発注者は、受注者に対し、毎月1回、前月の借入物品等の借用に係る賃借料を支払うものとする。

2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月として計算するものとし、使用の期間が1月に満たない場合は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

3 受注者は、前月の借入物品等の借用に係る賃借料を毎翌月の末日までに書面により請求するものとし、発注者は、受注者の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

4 発注者は、前項の期限までに賃借料を支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払をすべき賃借料について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額の遅延利息を、受注者に支払わなければならない。

（遅滞料）

第11条 受注者は、期限内に借入物品等の納入を終了しないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、未済部分に相当する金額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅滞料を、発注者に支払わなければならない。

2 受注者は、第5条第2項に規定する手直しが、同項の規定により発注者が指定した期間後にわたるときは、前項の規定により遅滞料を支払わなければならない。

3 前2項の遅滞料を徴収するときの日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

（契約の変更）

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、賃借料又は納入期限を変更するものとする。

(発注者の解除権)

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れのあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

- (6) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は、履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引き取るものとする。

3 発注者は、第 1 項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第 13 条の 2 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約期間の開始日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、

発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じた場合でも、発注者は、受注者に対してその損害を賠償しないものとする。

(苦情の申立てに係る契約停止)

- 第14条 特例政令の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、発注者は、この契約の一部又は全部を停止することができる。

(違約金及び損害賠償)

- 第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者に契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第2項及び第13条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 受注者は、第1項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

- 4 第13条第3項の規定による契約の一部又は全部の解除により受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

- 第16条 受注者は、この契約に関して第13条第1項第6号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第13条第1項第6号ア又はイに該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
- (2) 第13条第1項第6号ウに該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、借入期間終了後においても適用があるものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(物価の変動)

- 第17条 契約締結後において物価の変動があつて、賃借料が著しく不当となった場合は、その事情に応じて、発注者及び受注者が協議のうえ、賃借料を変更することができる。

(権利義務の譲渡)

- 第18条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(原状復帰)

第 19 条 受注者は、借入期間が満了したとき又は第 13 条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の負担において遅滞なく借入物品等を回収するものとする。

(契約保証金)

第 20 条 契約保証金は免除する。

(秘密保持)

第 21 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 22 条 受注者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 新 田 八 朗

受注者

別 表

1 借 入 物 品 名 (形式、規格)	富山県総合デザインセンター館内LANシステム 一式
2 借入物品等の数量	別紙 仕様書のとおり
3 借 入 期 間	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで
4 賃 借 料	・総額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円) 〈各年度の内訳〉 ・令和7年度：金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円) ・令和8年度：金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円) ※令和9年度から令和11年度は令和8年度と同額 ・令和12年度：金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)
	・月額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)
5 納 入 場 所	別紙 仕様書のとおり
6 納 入 期 限	令和7年10月31日(金)
7 契 約 保 証 金	免 除

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。